



国民年金から受けられる年金①老齢基礎年金

年金
だより

～老後の備えに～

保険料を納めた期間（厚生年金等の加入期間を含む）や免除された期間などを合わせて25年以上ある人が、65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまで40年間納めた人は、満額の老齢基礎年金を受けることができます。

老齢基礎年金の受給額

20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付した場合 **満額 792,100円**

■ 老齢基礎年金の計算式(未納や免除の期間があるとき)

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \left(\frac{\text{全額免除月数}}{1/3}\right) + \left(\frac{4\text{分の1納付月数}}{1/2}\right) + \left(\frac{\text{半額納付月数}}{2/3}\right) + \left(\frac{4\text{分の3納付月数}}{5/6}\right)}{40\text{年(加入可能年月数)} \times 12\text{月}}$$

(注)：第2号被保険者および第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含みます。

：4分の1納付・半額納付・4分の3納付の承認を受けた期間は一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

：学生納付特例期間、若年者納付猶予期間は、保険料が追納されない場合、年金額に反映されません。

老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金を受けられるのは65歳の誕生日の翌月からですが、希望により60歳以降であれば繰上げて受けることができます。しかし、年金を受けようとする年齢によって年金額が減額され支給率は生涯変更されません。(繰上げ支給)

また、66歳以降70歳まで繰下げて、増額された年金を受けることもできます。(繰下げ支給)

▼ 65歳の年金額を100%とすると(昭和16年4月2日以後生まれの人)

請求時の年齢	支給率	請求時の年齢	支給率
60歳0か月	70%	66歳0か月	108.4%
61歳0か月	76%	67歳0か月	116.8%
62歳0か月	82%	68歳0か月	125.2%
63歳0か月	88%	69歳0か月	133.6%
64歳0か月	94%	70歳0か月	142.0%

☆65歳前に請求するときの注意点

①受給開始時に決まった支給率は一生変わりません。

②障害者になっても障害基礎年金は受けられません。

③寡婦年金は受けられません。

④65歳になるまでは遺族厚生年金と供給できません。

受給額の例(40年間保険料を納めた場合：金額は年額)

繰上げ請求をした場合

①60歳0か月で老齢基礎年金を請求した場合
792,100円×70%=554,500円

繰り下げ請求をした場合

①66歳0か月で老齢基礎年金を請求した場合
792,100円×108.4%=858,700円



※詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。

嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL 956-1111内線(141・147)